

平成21年第4回豊後高田市議会臨時会会議録(第1号)

議事日程〔第1号〕

11月26日(木曜日)午前10時 開会

開会宣告

開議宣告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 第64号議案及び第65号議案並びに
 報第16号上程
 (提案理由説明・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(20名)

- 1 番 近藤 紀 男
 2 番 成重 博文
 3 番 安達 隆
 4 番 尾上 真一
 5 番 山田 秀夫
 6 番 松本 博彰
 7 番 中山田 健晴
 8 番 河野 徳久
 9 番 明石 光子
 11 番 村上 和人
 12 番 鴛海 政幸
 13 番 後藤 龍太郎
 15 番 北崎 安行
 16 番 川原 直記
 17 番 河野 正春
 18 番 山本 博文
 19 番 菅 健雄
 20 番 堂園 慶吾
 21 番 徳永 浄
 22 番 大石 忠昭

欠席議員(2名)

- 10 番 土谷 力
 14 番 安東 正洋

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 甲斐 智光
 議事係 長 清水 栄二
 庶務係 長 伊藤 康輔

書 記 近藤 浩二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 永松 博文
 副市長 鴛海 豊
 会計管理者兼市参事兼会計課長
 安東 洋義
 市参事兼真玉市民センター長
 岩永 澄雄
 市参事兼香々地市民センター長
 大園 栄治
 市参事兼企画情報課長 中嶋 栄治
 市参事兼税務課長 尾造 正直
 市参事兼消防長 福光 博文
 総務課長 桒原 茂彦
 財政課長 増田 正義
 市民課長 橋本 和明
 保険年金課長 南松 豊久
 子育て・健康推進課長 安東 道男
 環境課長 後藤 則隆
 商工観光課長 佐藤 之則
 農林振興課長 井上 晃一
 農地整備課長 河野 義雄
 建設課長 野村 信隆
 下水道課長 佐當 公夫
 福祉事務所長 安東 良介
 水道課長 甲斐 好信
 総務法規係長 佐々木 真治
 秘書係長 飯沼 憲一

教育庁

教育 長 河野 潔
 総務課長 奥田 秀穂
 学校教育課長 早田 義司郎

議長(鴛海政幸君) おはようございます。
 ただ今の出席議員は20名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成21年第4回豊後高田市議会臨時会
 は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承
 願います。

11月26日

議長（鴛海政幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、11番村上和人君及び13番後藤龍太郎君を指名いたします。

議長（鴛海政幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付しております会議予定表のとおりです。

議長（鴛海政幸君） 日程第3、第64号議案及び第65号議案並びに報第16号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 本日ここに第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案及び報告につきまして、その大要をご説明申し上げます。

第64号議案の豊後高田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてでございますが、平成21年8月に出されました国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の額を改定する措置を講ずるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、市議会議員並びに市長、副市長及び教育長に支給する期末手当の額について、6月に支給する期末手当の支給月数を、現行の100分の160から100分の145に、12月に支給する期末手当の支給月数を、現行の100分の170から100分の160に改定する措置を講ずるものでございます。

これにより、平成21年6月に支給いたしました期末手当に係る支給月数は、すでに0.15月分を暫定的に減額する特例措置を講じておりますので、平成21年12月に支給する期末手当の支給月数を、

今回0.1月分減額する措置を講じることにより、合わせて0.25月分の減額改定を行うことといたしております。

次に、第65号議案の豊後高田市職員の給与に関する条例及び豊後高田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、平成21年8月に出されました国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、一般職に属する職員に支給する給料、期末手当及び勤勉手当の額並びに再任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定する措置を講ずるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、一般職に属する職員の給与につきまして、給料表の給料月額を平均0.2パーセント引き下げるとともに、期末手当・勤勉手当につきまして、6月に支給する期末手当の支給月数を現行の100分の140から100分の125に、勤勉手当の支給月数を現行の100分の75から100分の70に、また、12月に支給する期末手当の支給月数を現行の100分の160から100分の150に、勤勉手当の支給月数を現行の100分の75から100分の70に改定する措置等を講ずるものでございます。

これにより、平成21年6月に支給いたしました一時金に係る支給月数は、すでに0.2月分を暫定的に減額する特例措置を講じておりますので、平成21年12月に支給する一時金の支給月数を、今回0.15月分減額する措置を講じることにより、合わせて0.35月分の減額改定を行うとともに所要の調整を行うことといたしております。

報第16号の損害賠償の額の決定及び示談につきましては、市道入津原中之島線において学校給食配送車両が家屋に接触し雨樋を破損した事故、応利山登山道駐車場において清掃作業中に車両のドアガラスを破損した事故及び県道豊後高田安岐線において公用車を運転中、相手方車両に衝突された事故の3件について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（鴛海政幸君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案及び第65号議案並びに報第16号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。第64号、65号議案について質疑を最初いたします。

一つは、特に職員に及ぼす影響大きいと思うんですけれども、今回この条例改定を提案するまでの経過として、職員組合とはいつ、どういう交渉した結果どうなったのか、組合のほうから今回の改定についてどのような意見が出されたか、市民の前に説明をしてもらいたいと思います。

二つ目が、今回の改定によって年間を通して及ぼす影響というのは、各項目別に見たら対象人員が何人でその金額はいくらと。今回この二つの議案を通じて総計で1年間に換算したらどれぐらいの減額になるというのか、市民の前に説明してもらいたいと思うんです。

それから三つ目が、県下14市ありますが、この人勧に伴ってそれぞれ臨時議会とかあるいは30日に12月議会を開きまして初日に議決をするようなんですけれども、改定額というのはいわゆる率ですか、もう14市とも同額なのか、いや、少しは違いがあるのか。今朝の新聞なんかを見ると、議員のものについては竹田でしたか、二つの議案が出されて一つは否決、一つ可決というようなことになってるんですけれども、あなた方が掌握しとれば県下14がどうなってるし、高田はこうなんだということで比較対照したいので説明してもらいたいと思うんです。

それから、専決処分で三つの事例が出されておりますが、報告第9号についてなんですけれども、最近、こういう事件と申しますか事例が頻繁に起こってるようなんですけれども、今回のまた内容は違うんですけれども、それぞれ内容が違うんですけれども、この給食センターの運搬車の問題について、委託をしてるんだけど民間委託になったけれども、やっぱりこういう補償問題というのは市に、議会で議決して市が補償するということになるんですか。

その辺ちょっと理解しにくいので説明してもらいたいし、三つの事例それぞれ違うんだけども、今後こういうことを頻繁に起こさないために何らかな、今回のこの事故から学んで今後の市政にどう活かそうとしてるのか、あれば説明してもらったらと思います。

以上であります。

議長(鴛海政幸君) 総務課長栗原茂彦君。

総務課長(栗原茂彦君) 大石議員の質疑にお答えをいたします。

まず、職員組合との交渉経過についてでございますけれども、今回の人事院勧告の一般職員に対する勧告につきましては、組合との交渉により、大分県及び県下13市の情勢並びにこれまでの人勧準拠の対応を勘案いたしまして、職員組合との大変厳しい内容ではございましたけれども、いろいろなご意見・要求も出されたところでございます。そういった交渉経過を踏まえまして、何とかこちらの要求を理解をしていただきまして妥結に至ったところでございます。これまでもすでにもう5パーセントカットの給与のカット、それから6月には賞与のカット、減額等措置を行っておりますので、組合としては非常に厳しい、生活が大変苦しいんで今回は見合わせていただきたいというような強い要望もございましたけれども、やはり私ども国に依存する弱小自治体においては、やはり人事院勧告は尊重しなければいけないということで、何とかご理解をいただいできたところでございます。

交渉の日程につきましては、11月11日副市長と組合との交渉で1日、それから次の12日に市長と拡大闘争委員会規模46人で19時から12時過ぎまでの交渉を行ってきたところでございます。

次に年間の影響額でございますけれども、まず特別職、特に市議会議員の皆様方につきましては、一応議員22名分で、すでに支給済みの6月期0.15月減額をしております。その分につきましては一応改正前が1,391万400円、改正後が1,260万6,300円で、影響額がマイナスの130万4,100円でございます。12月期が今度お願いする分でございますけれども0.1月分の減額ということで、改正前が1,477万9,800円で、改正後0.1月減額した分が1,391万400円となりまして、差し引き86万9,400円の減額となります。議員さんの関係の影響額につきましては、6月と12月を合わせますと217万3,500円

11月26日

でございます、率が全体で0.25月分の減ということですが。

それから特別職につきましては市長、副市長及び教育長の3人が、一応すでに6月において0.15月の調整をしておりますので、改正前が373万5,200円、改正後が338万5,025円で、差引影響額がマイナスの35万175円、それと共済費が同じくマイナスの5万4,000円となります。今回、12月でお願いする分が0.1月の削減で、改正前が396万8,650円、改正後が373万5,200円となりますので、差し引き23万3,450円の影響、マイナスになります。それに伴いまして共済費も3万6,000円ほど減額になります。したがって、特別職につきましては、6月期と12月期を合わせますと58万3,625円でございます。それに共済費の9万円を含めると67万3,625円で、率は0.25月分の減でございます。

それから職員の関係ですけれども、賞与の関係から申し上げますと、一応6月の分で改正前が2億8,758万2,487円で、改正後が2億6,060万9,844円となり、差し引き2,697万2,643円の減額となります。これ一応職員349人でございます。12月の今回の分で0.15月分の減額という形になっておりまして、職員数全体347人の影響額につきましては、一応改正前が3億1,435万円、改正後が2億9,428万6,000円、差し引き2,006万4,000円となります。これで6月期と12月期を合わせますと4,703万6,643円で、共済費が636万2,000円でございますので、これを合計いたしますと5,339万8,643円の影響額となるところでございます。

それから、俸給表の改定の分で0.2パーセント引下分がございまして、この分の年間影響、給料の分が243万6,000円、共済費が48万円で、全体で291万6,000円の影響額となります。これ職員数347人全員おりますけれども、該当する職員については311人でございます。1級から3級までの分、若年層については一応今回適用しないということで、号級の高いほうに多く減額措置を講じているものでございます。

それと、これは一応0.2の分で一応全体で調整をいたしますので給与の分で13万4,533円、それから賞与が54万2,727円、共済費が10

万6,000円で78万3,260円の賞与、これ0.2パーセントにそれぞれ手当を掛けて4月から11月までの8ヶ月分を掛け分を調整する額でございます。それで職員全体が一応影響額で賞与、俸給表それから調整額を含めると5,709万7,903円が一応影響額となるところでございます。

それから、他市の状況ですけれども、一応、いま現在把握してるところが当市と同じ内容で改定等を行っているのが全部で5市でございます。いま現在把握してるのは、

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 財政課長増田正義君。

財政課長（増田正義君） まず1点の給食センターの件であります、民間委託しているのに市が負担をするのかというご質問でございます。

この事故については、学校が夏休み中に桂陽小学校の給食ヤードを改修をしたものについての完成検査に職員が移動中に事故が起こったものであります。

それと、今回の事故を今後どう市政に活かすのかということでございますが、職員の車の運転については課長会等で折に触れて、慎重な運転をするように申し上げておりますが、今後はさらに徹底して慎重運転を期するように指示をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 総務課長栗原茂彦君。

総務課長（栗原茂彦君） すみません。先程、調整率の関係で0.2パーセントと言いましたけれども0.22パーセントでございました。すみません。訂正をよろしくお願いたします。

議長（鴛海政幸君） いいですか大石議員。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 再質疑をします。一つは、いまの説明で、議員や市長など特別職や職員を合わせると年間約6,000万の影響が出ると思うんです。それで、お尋ねしたいのは、6,000万影響を及ぼすことによって、市内の商店街を始め地域経済に及ぼす影響を市長がどう考えるかを聞きたいんです。国民の暮らしが大変だということであらう臨時給付金を出したりいろいろしたわけなんやけど、実際には景気回復にはつながってないんですけども、これだけの職員が年間で約6,000万減額されるということ、やっぱり地域経済に及ぼす影響は大きいと思うんですけれども、その辺、市長自身はどう考えてる、どう認識するかをちょっと聞きた

い。

二つ目が、市からの歳出がそれだけ少なくて済む、浮くわけなんですけども、それをいま市民が一番切実に求めているのは、例えば子育て支援の問題でも子どもの医療費の無料化を拡大してくれとか、あるいは国保税がいまの収入に比べて余りにも高過ぎるとか、介護保険料も負担が重過ぎるとか、何とかしてくれという悲鳴の声が大きいんですけど、年間6,000万円浮いたお金でそういう市民の切実な要求にこたえて、引き下げをするとかあるいは医療費の拡充をするとかいうような考え方があるのか、今後この財源をどう有効に使うかということで、市長の考えがあれば示してもらいたいと思います。

以上です。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） それでは、大石議員の再質問にお答えいたします。

減額されたお金はどうなるかということでありますけれども、私ども予算は総額としてやっておりますし、それには交付税があり、また基金を取り崩して、またそれから起債もやってこの歳入を固め、そして歳出をやってるわけであります。そうしますと、その歳出が少なくなれば、場合によっては起債を、基金の取り崩しを少なくしたり、その収入をどういうふうにするかということで、総計的なものであります。そういう面で、これによりその6,000万余ったということではないんです。そういうことの中で、これがほんなら市民生活にどう影響するかということは、私どもとしてはどう影響するか皆さん方が、今度は給料が高ければそれだけ地域に買い物もすることもありまじょうし、そうかといってそれができなくなるということもありますし、また、それだけほかの事業にも回せるということもあります。そういうことの中でこの6,000万というふうにするか、歳入を少なくするかそれともまた補正とか何とかそういうものにやっていくかということ、全体的に考慮したいと、そう思っています。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） じゃもう一度お尋ねしますが、先程の総務課長の説明で、職員組合との交渉で2回行ったんだけどなかなか厳しいものがあったけども、最終的に妥結できたということなんですけど、その中で2日目の時は市長が出たんですけど、市長

自身が職員組合の皆さんから、これだけ減額されることでこういう点で困るんだという、あなたが職員の声の聞いてみて、減額することは職員にとってどういう点が一番困るということが一番あなた自身が受けとめるような意見、いろんな意見があったということなんですけど、あなた自身がどう、これは大変だ、これは申し訳ないというような職員組合から意見があったのかどうなのか、その辺ちょっと市民の前に明らかにしてもらえませんか。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 組合交渉の内容についてでございますけれども、やはり職員としては、いまの生活そのものがそんなに十分な生活じゃないと思っておりますので、非常に苦しいということは事実だろうと思います。しかしながら、そういうものの中に我々としては国そしてまたその他市の、その都市との関係もありますし、そしてその他人事院勧告ということもありますのでお願いしたわけでありまして。トータルとしてはやっぱり生活が苦しいと、苦しくなるということであると思っております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

私は、第65号議案について反対討論をいたします。

市長など特別職、議員の期末手当の削減、第64号議案については反対をしますが、市職員については、今年の6月に続き今回も削減することについては、次の3点の理由で反対をいたします。

第1は、市職員の期末手当など減額をすれば日本の景気回復に逆行、地域経済の疲弊を加速させることになるからであります。市長自身もいま、これだけ減らせば職員の生活が苦しくなると、職員の気持ちはわかるという意味の表明がありましたけれども、確かに公務員の賃下げをすることは、今後さらに生活保護費など国民の暮らしを守る基盤にも影響を与えかねません。賃下げを強行すれば国民生活のあらゆる分野で内需を冷え込ませることになるからであ

11月26日

ります。

第2は、官民格差の是正を口実に公務員の賃金を引き下げていくことは、際限ない賃下げ競争の悪循環を拡大することにつながるからであります。むしろ、低過ぎる民間企業の賃金こそ引き上げるべきであります。時給631円という極端に低い最低賃金を政府の責任で大幅に引き上げるべきであります。

第3は、今度の職員の期末手当などの削減が、それによって市民の負担を軽減するとかあるいは市民サービスを向上する、そういうことには活かされようとしていないからであります。今回の給与や期末手当・勤勉手当などの削減、それに伴う共済費を含めると年間で約6,000万円が浮くことになりましたが、しかし市長先程答弁がありましたように、その節約できた財源は私は市民の切実な要求である子どもの医療費の無料化を拡大する措置や、あるいは高過ぎる国保税や介護保険料など市民の負担を軽くする、そういうことに有効活用するべきなのに、市長はそういう方針はない、だから私はこの改定には反対であります。

ぜひ、議員各位の皆さん方ご賛同をお願いを申し上げます。第65号議案についての反対討論を終わります。

議長(鴛海政幸君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) これにて討論を終結いたします。

これより第64号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案については原案のとおり可決されました。

次に、第65号議案を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(鴛海政幸君) 起立多数であります。

よって、第65号議案については原案のとおり可決されました。

議長(鴛海政幸君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして平成21年第4回豊後高田市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 鴛海政幸

豊後高田市議会議員 村上和人

〃 後藤龍太郎